

第I部 過去と現在 第6章

ヨーロッパ統合の初期局面とイタリアの統合政策: 1947～1957年

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/39986

第6章 ヨーロッパ統合の初期局面とイタリアの統合政策

—1947～1957年—

中島健二

本書における本章の位置づけ

2005年12月にクアラルンプールで開かれた最初の東アジア首脳会議では、めざすべき東アジア共同体の枠組をめぐって、ASEAN+3(日本、中国、韓国)の中国とASEAN+3+3(オーストラリア、ニュージーランド、インド)の日本とが主導権争いを演じるという場面もあった。2007年1月にフィリピンのセブ島で開かれた2回目の東アジア首脳会議では、関係各国とも波風を立てることなく、東アジアの協力関係としてはとりあえず〈ASEAN+3〉と〈ASEAN+3+3〉の2つがあることが確認された。このように、東アジア首脳会議は発足したばかりであり、東アジア共同体の枠組すら定まっていないのも当然である。

他方、セブ島で同時に開かれたASEAN(東南アジア諸国連合)首脳会議は、ASEAN共同体の法的枠組みとなるASEAN憲章を2007年末に採択し、2015年までに安全保障、経済、社会・文化の3分野で緊密な共同体を構築する見通しを立てた。発足から40年、ASEANが統合を加速しようとしているのは、急成長を続ける中国とインドにはさまれて埋没するかもしれないという危機感にせかされているからであると、指摘されている。しかし、統合を加速しつつあるASEANがいかなる思惑を抱えているにせよ、もし東アジア共同体が将来的に軌道に乗っていくとしたら、ASEANがその重要な一角を構成することは間違いなく、ASEANの統合過程は東アジア共同体の将来像を先取りしたものとなるかもしれない。

東アジア共同体が今後どうなっていくかにかかわらず、ASEANはこれまで、またこれからも「東アジアにおける地域協力ネットワークのハブ」で

ある(白石)。一国の規模では、ASEAN各国はそれらをとリまく経済大国や政治大国に対抗できないし、ASEANとして団結しても、それらに対抗できる保証はない。しかし、留意したいのは、このASEANこそがこれまで周囲の経済大国や政治大国のハブとして、東アジアのさまざまな地域協力の舞台となっているということである。東アジア共同体を前進させようと思えば、今後はこれまで以上に、ASEANの意思と主体性を尊重していかなければならないであろう。

ここで、EU(ヨーロッパ連合)に目を転じてみよう。たしかに、それは東アジア共同体の絶対的なモデルではない。しかし、東アジアの現状に照らして言うと、EUがこれまでの統合過程のなかで、小国の意思を尊重してきたことは、これから東アジア共同体を建設していくうえでの参考となるであろう。この章は、1947～57年というヨーロッパ統合の初期局面において、経済小国の一つであったイタリアが独自の交渉力を発揮する場面がいくつかあったことを明らかにするものである。その理由は、この国が他の5カ国に比べてむしろ経済的に遅れた国であったという点に見いだせる。イタリアは経済小国であったがゆえに、統合の深化のなかにヨーロッパの将来像とともに自国の活路を懸命に見いだそうとしたのであり、また他の加盟諸国もそれに一定の理解を与えたのである。

1 ヨーロッパにおける2流の指導力

(1) キリスト教民主党的親アメリカ路線

1943年7月にムッソリーニが失脚すると、アルティエーロ・スピネリ、エルネスト・ロッシ、エウジェニオ・コロールニらを指導者とするヨーロッパ連邦主義運動(II Movimento Federalista Europeo)がミラノで開始された。その後、イタリア北部がドイツの支配(同年9月)を受け、最終的に連合軍によって解放されると(1945年4月)、スピネリらはさらに引きつづいて、この混乱の時代にこそ、ヨーロッパ連邦を早急につくり出していくべきであると主張した。彼らは、戦後のヨーロッパに国民国家が再建されることによって、国家間の対立の歴史が繰り返されることを恐れ、国家の政治構造全体を根底から変革

し、すみやかにヨーロッパに立憲議會を創設することをめざした(Gualdesi [1992], 255)。

そうしたなかで、イタリア政治の主導権を掌握したのがキリスト教民主党の指導者アルチーデ・デ・ガスペリであった。創設期(1942~43年頃)のキリスト教民主党も、偏狭なナショナリズムを超克しようとする連邦主義に同調的ではあった(Iodice, 87 - 88; Traniello, 147)。しかし、大戦末期から終戦後という困難な時期にあって、デ・ガスペリが最優先の課題にしたのは、ドイツからの解放であり、敗戦国イタリアの国際的な孤立の回避と信頼の回復、そして何よりも復興援助の確保であった。デ・ガスペリは1944年11月にボノミ政権の外相に就任して以降、解放後のパッリ政権の外相、さらに1945年12月以降は挙国連合政府の首相として、親アメリカ路線を着々と固めていった(Canavero, 50 - 56)。

キリスト教民主党が親アメリカ路線をとった背景には、同党の支持基盤であったカトリック教会が反共産主義を掲げていたという事情もあった。デ・ガスペリらはそのようなカトリック教会のイタリア国民に対する威信を背景として、自由主義陣営に与することによって、ファシズム時代から大戦期にかけて深刻な亀裂の入った国民の心を結び合わせる役割を担うことができると考えたのである(Allum, 122)。ただし、イタリアが米ソとの等距離外交を放棄し、西側の一員としての立場を明確にしたのは、キリスト教民主党が社会党と共産党との連立を解消して臨んだ1948年4月の総選挙で勝利し、さらに同国が1949年7月にNATO(北大西洋条約機構)に加盟したときからであった。

デ・ガスペリ政権はこのようにして親アメリカ路線に完全に傾斜したのであるが、同政権にとって頼みの綱であったアメリカは、すでに1947年にヨーロッパ統合戦略を打ち出していた。同年6月にマーシャル・プランがアメリカのヨーロッパに対する軍事的な関与の代替策として発表されたのであるが、トルーマン政権は援助の受け皿として設置された同年8月のCEEC(ヨーロッパ経済協力委員会)、その後継として1948年4月に設置されたOEEC(ヨーロッパ経済協力機構)を舞台として、ヨーロッパ統合が前進するようにヨーロッパ各国に強くはたらきかけるようになったのである。1948年経済協力法で表

明されたのは、関税同盟にもとづくヨーロッパ統合に対するアメリカの期待であった(ルンデスタッド, 14)。関税同盟とは一般に、共同体に加盟した国々の域内関税を撤廃し、対外関税を統一することをいう。

(2) 親アメリカ路線のもとでのヨーロッパ統合政策

イタリアの外相カルロ・スフォルツァがフランスに対して関税同盟の結成を提唱したのは1947年7月のことであった。スフォルツァは、それによって両国が全ヨーロッパの関税同盟の先駆けを成すという榮譽に浴することになるであろうと語った。その2カ月後に両国は混成委員会を設置し、関税同盟の交渉に入った。翌年1月、アメリカはこの試みをマーシャル・プランから生まれたヨーロッパ統合に関する唯一の成果であるとして、高く評価した。交渉が続くなかで、スフォルツァはフランスの外相ロベール・シューマンに対して、「仏伊関税同盟がヨーロッパ連合の真の始まりになるであろう」という期待をくりかえし示した(8月, 12月)(Willis, 21)。

仏伊関税同盟におけるイタリアのねらいは2つあった。第一に、連合王国側との講和条約がイタリア周辺の領土問題などの課題を未解決のままに残した状況にあって、ヨーロッパのなかでイタリアにもっとも親密に接し、国際社会への復帰に引きつづき支援の手を差しのべようとしていたフランスとの関係を強化することであった。イタリアはフランスと対等な立場の貿易条約を結ぶことで、講和条約後の自国の国際的地位を向上させようとした。第二に、マーシャル・プランのもとでヨーロッパ統合を呼びかけるアメリカの存在であった。仏伊関税同盟の提唱には、あきらかにアメリカの歓心を買うというねらいがあった。

イタリアは対ドイツ政策においても、早くからアメリカの戦略に追随した。アメリカは1946年にはドイツ西側占領地区の再建が必要であると認識するようになった。トルーマン政権はさらに、ヨーロッパ統合と西ドイツの独立とを組み合わせれば、ドイツ軍国主義への不安を払拭することができると思うにいたった(ルンデスタッド, 22)。他方、1947年に英仏間で結ばれたダンケルク条約はドイツを仮想敵国として取り扱った。翌年3月のブリュッセル

条約には、ドイツの潜在的脅威に対するフランスの警戒が軍事条約の主要な動機として引き継がれた。デ・ガスペリはこのような情勢を巧みに利用して、イタリアこそがドイツとヨーロッパとの橋渡しを務めることができると主張した。

デ・ガスペリはブリュッセル条約に関連して上院で次のように発言した。「以前にも申しましたように、それ[ブリュッセル条約]はとりわけドイツの[潜在的な]侵略的な政策に対抗するための協定であるというところに特徴をもっており、それはわたしたちには共有できないその条約自身の特徴なのです。イタリアの歴史的地理的位置がわたしたちに与えてくれるのはむしろ媒介役という特徴なのであり、媒介とはこの新しいヨーロッパにドイツをも加え、この新しいヨーロッパの民主的な形式のなかにドイツを包摂するという意味をもっているのです」。外相のスフォルツァも1948年7月に、「ドイツとヨーロッパとの和解の手段はただ一つである。それはドイツを他の諸国と平等にヨーロッパ連合のテーブルに招き、座らせることである」と力説した(Guiotto, 158; Berti, 78 - 79)。

(3) フランスの主導権

しかし、フランスがドイツ敵視政策を続けていては、ヨーロッパ統合が進展しないことは明らかであった。実は、フランスは(イタリアに先行していた)ベネルクス3国やイタリアとの関税同盟のプランも、ドイツに対抗する広域的な保護主義圏に仕立て上げることをねらっていた(Milward, 174 - 175)。関税同盟の発展とドイツ融和策を掲げていたイタリアの前に立ちはだかっていたのは、他ならぬフランスであった。ザールの領有やドイツ産業の支配を最終的に断念し、ドイツとの連携を積極的に模索することがフランス外交の基本的な流れになったのは、それまでに一進一退があったとしても、ようやく1949年末のことであった(Stirk, 120 - 121)。

すでに1949年中頃までにフランスはいくぶんなりとも開放政策に転じ、貿易数量制限の廃止や資本移動規制の撤廃などの自由化に、域内の投資調整、経済・財政・社会政策の調整、投資銀行創設などをミックスさせた「フリタ

リュクス構想」を提唱していた(廣田, 154)。同構想には、イタリア、ベルギー、ルクセンブルク、そして少し遅れてオランダの賛同が得られていた(1949年8~9月)。しかし、オランダがさらなる関税率の引き下げとともに、同年9月に建国したドイツ連邦共和国(西ドイツ)をフリタリュクス構想に加えるべきであると主張するに及んで、フランスはそれらの提案に反対した。オランダが西ドイツの参加を自らの参加の条件としていたために、結局1950年2月に交渉は頓挫した(Fauri, 86 - 87)。

ところがその2カ月後、こんどはフランス経済企画院長官のジャン・モネがフランスと西ドイツの石炭と鉄鋼を超国家的な共同体のもとに管理する計画を策定した。モネや外相のシューマンはこの構想を1948年末から温めていた(Croft, 88)。1950年5月に発表されたシューマン・プランでは、西ドイツを包摂する超国家的なヨーロッパ同盟を形成するとともに、西ドイツの軍需産業を永続的に管理することが必要である、と謳われた。そして、その第一段階として、最高機関を設け、フランスと西ドイツにおける石炭と鉄鋼の生産と流通をその管轄下に置き、共同市場化することが提唱された。そのうえで、シューマンは西ドイツ以外のヨーロッパ諸国にもこの組織への参加を呼びかけ、イタリアとベネルクス3国がそれに応じた。

ここまでの流れをたどると、フランスが高い経済成長と輸出増が予想された西ドイツを迎え入れた、貿易と資本の自由化を基調とする統合交渉を自らつづしたのちに、機能主義的な統合を前面に出して、引きつづき統合の主導権を掌握しようとしたことが分かる。機能主義とは、政治的上部構造を一挙に改革し、共同体を構築しようとする連邦主義の対義語として、可能な部門から少しずつ超国家的な組織を拡大し、連邦を作り出していこうとするアプローチをいう。フランスが機能主義的な統合に向かったのは、フランス流のディリジスム(テクノクラートによる管理主義的な経済政策運営)をヨーロッパに拡大し、押し寄せる自由主義の波をヨーロッパ規模で調整することを期待していたからである。ギリンガムはこれを「ユーロ・ディリジスム」と呼ぶ(Gillingham, 55)。

いずれにせよここまでは、イタリアがヨーロッパ統合をめぐる駆け引きに

において重要な役割を果たしたとはいいがたい。主役は大西洋の向こうのアメリカであり、ようやく重い腰を上げるにいたったフランスであった。イタリアは統合の旗を威勢良く振ってはいたものの、実質的な力をほとんど持ち合わせてはいなかった。

2 イタリアの国益とヨーロッパ統合

(1) シューマン・プランの支持

フリタリユクス構想に西ドイツを迎え入れることにこそ踏み切れなかったフランスであったが、ドイツ敵対政策を撤回したことは明らかであり、1949年11月には、アメリカ国務省のジョージ・ケナンやディーン・アチソン国務長官などは、フランスがヨーロッパ統合の主導権をとることを確信するにいたった(Schwabe, 24)。シューマン・プランが発表され、フランスがヨーロッパ統合のヘゲモニーをとり、さらにアメリカがそれを支持する見通しが明らかになったことで、ヨーロッパ統合におけるイタリアの指導力が第2級のものであったことがはっきりと浮き彫りにされた。また、シューマン・プランの準備中、プランの内容が事前にイタリア政府に知らされなかったことに対する不満の声も国内で高まった(Gualdesi [2004], 70)。

しかし、フランスの主導性が不可避となった以上、イタリアにとってシューマン・プランに参加すること以外に選択肢はなかった。パオロ・タヴィアーニによって率いられたイタリア政府の代表団は、パリで行われた条約交渉にあたって、ECSC(ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体)を基本的に了承するという方針をとった。条約交渉は1950年6月に開始され、翌年4月にはECSC設立条約(パリ条約)の調印にこぎつけた。その後、1952年7月に条約は発効し、1953年3月に石炭、鉄鉱石、スクラップ鉄の共同市場が開始されることとなった(鉄鋼は5月)。

ECSCは相当に強力な超国家主義をめざした。9名の専門家からなる最高機関は共同体に独自の行政機関であり、独立した予算をもった。予算の税源は共同体の石炭・鉄鋼企業への賦課金に求められた。ただし、条約制定をめぐる交渉で、モネの構想とは異なり、それは各国の主権から完全に超然とした

権能を有するものとはならなくなった。第一に、最高機関を民主的にコントロールするために、各国議会議員の代表からなる共同総会が設けられることとなった。第二に、各国政府の代表からなる特別閣僚理事会が設けられ、それが最高機関の行動に部分的に拒否権を発動しようという仕組みになった。

イタリアは特別閣僚理事会においてフランスと西ドイツと同等の立場(特定多数決における同じ投票数)を要求した。このことが端的に示すように、ECSCの創設はイタリアの政治的経済的な利益を拡大するための機会ともみなされていた。政治的利益とはイタリアの国際的地位の上昇であり、経済的利益とは経済的に遅れたイタリア産業の発展であった。ヨーロッパ統合はイタリアの国益を犠牲にするものであってはならなかった。仏伊関税同盟の提唱以来、この姿勢は一貫していた。しかし、6カ国のなかで競争力がもっとも劣るイタリアは、石炭と鉄鋼の共同市場化を自国産業の発展につなげることができると本当に考えていたのであろうか。

(2) イタリアのECSC条約交渉

実際、イタリア政府の交渉団は、自国が共同市場化の負の圧力をもっとも強く受けることを懸念していた。その場合、衰退の兆しが見え始めていた石炭産業よりも鉄鋼産業に対する懸念のほうが強かった。1949年のベルギー、フランス、ドイツの鉄鋼完成品の価格はイタリアの同種品の価格よりも40～60パーセントも低かった。ただし輸送コストを加算すると、イタリアでの価格差は20パーセント程度にまで縮小した。また、同時期の労働者1人あたりの年間鉄鋼生産量を見ると、イタリアが38トンであったのに対して、フランス、ドイツ、ベルギーはそれぞれ72トン、80トン、100トンであった(Ranieri [2004], 156, 158 - 159)。

こうした彼我の生産力の格差を与件として、イタリア政府は、共同体が競争力に劣る自国の石炭・鉄鋼産業に配慮したいくつかの特別措置を設けるべきであると要求した。そして、その要求を実現するために、政府は、国家が資本を保有する鉄鋼持株会社フィンシデル、民間最大手の鉄鋼企業ファルク、フィアット、民間の経営者団体であるイタリア工業連盟、中小鉄鋼企業団体

である鉄鋼産業協会の代表を交渉団に送り込むことによって、官民を挙げて交渉に臨んだ。

ただし、ファルクをはじめとして、民間の鉄鋼業界は当初はおおむね共同体構想に懐疑的であった。それは、生産力で他企業を凌駕するフィンシデルが鉄鋼の共同市場化に乗じて、競合する民間企業を国有化したり、最高機関が市場の管理を強化することが懸念されたからである。しかし、交渉を進めていかなければならない立場上、孤立を恐れるようになった彼らは、しだいに「条件闘争」に転換していった(Petrini, 236 - 238)。その結果、イタリアの石炭・鉄鋼産業に有利となると考えられたいくつかの条件が他の5カ国の交渉団にも受け入れられ、条約その他の取り決めに盛り込まれることとなった。

①ECSC全域にわたって5年間の移行期間(1953～58年)が設けられ、石炭の価格統制など、各種の過渡的な措置がとられたが、イタリアへの配慮がとくに大きくはたらいだ。すなわち、その間イタリアでは、加盟各国からのコークスと鉄鋼製品の輸入に対して、関税が維持されることとなり、しかもその際、当初の関税率を高く設定し、その後それを漸減させる手段がとられたのである(Ranieri[2004], 163 - 164)。

②イタリアの主要な鉄鉱石の供給地であったアルジェリアを共同市場に含めることが要求されたが、フランス(アルジェリアの宗主国)はこれに難色を示し、結局、フランスとイタリアの二国間協定にもとづいて、5年間の限定付きでアルジェリアの鉄鉱石市場を共同体全体ではなく、イタリアのみに開放することで決着した(Willis, 35 - 36)。

③域内のスクラップ鉄市場に対するイタリアの自由アクセスが認められた。従来イタリアの鉄鋼企業のなかでも、とりわけポー川流域に展開する中小規模の民間企業では、スクラップ鉄を原料とする電炉による製鋼が盛んであった。その場合、原料となるスクラップ鉄の入手において不利を被ることは彼らにとってきわめて大きな不利益となると考えられた。また、この措置とともに、猶予期間中に、スクラップ鉄価格の安定化のために、価格平衡基金が最高機関のもとに設立されることとなった。

④石炭と鉄鋼の2つの産業にかぎって、労働者の域内自由移動が認められ

た。域内移動の自由化とは、国籍の違いを理由として域内労働者を差別することを禁止することを意味する(パリ条約第69条)。直接的にその最大の恩恵に浴するのはいタリアから他の加盟国に向かう移民労働者であると考えられた。しかし、それだけではなく、石炭・鉄鋼産業の過剰労働力の解消、失業率の全般的な低下と社会不安の沈静化、国際収支の改善など、イタリアの経済と社会にも全体的にプラスに作用すると予想された。

イタリアがパリの条約交渉でこれらの譲歩を得ることに成功したのは、イタリアが自国の経済的弱さを制度的にカバーすることを強く訴えたことに加えて、会議全体がフランスの主導によるものであり、そのフランスがドイツ経済を共同体に組み込むという真の目標を追求するために、弱小のパートナーの要求に最大限の譲歩をすることを余儀なくされたからであった(Ranieri[1992], 425)。また、交渉団がこうした成果をあげたにもかかわらず、イタリア内部では最大手の鉄鋼業者をのぞくと、石炭鉄鋼共同体への参加に反対する意見は根強く存在した。コークス製造業者は5年間の猶予期間の設定では不十分であると主張し、またスクラップ鉄の安定供給に不安を覚えていた中小の鉄鋼業者も、パリ条約の批准には反対の姿勢を示した。交渉団に加わったファルクやイタリア工業連盟ですら完全に乗り気というわけではなかった(Ranieri[2004], 168; Petrini, 246)。

このようなフランスの配慮やイタリアにおける政治主導の限界なども指摘されなければならないが、ともかくもイタリアがECSC条約交渉で経済的利益を得るための制度的な支援を求め、それがおおむね他の加盟諸国に受け入れられた意義は大きい。これは経済的小国であるがゆえに強い交渉力を発揮することができた場面であるが、もとよりイタリアのヨーロッパ統合政策の能動的な展開と評することはできない。

(3) ヨーロッパ政治共同体の提唱

シューマン・プラン発表の翌月(1950年6月)、朝鮮戦争が勃発した。ヨーロッパでは西ドイツの再軍備にどのように着手するかという問題が浮上してきた。当然考えられる措置は西ドイツを北大西洋条約機構(NATO)に加盟さ

せ、再軍備させることであった。しかし、フランスはそれに強硬に反対した。西側の国際世論に追い詰められたフランスが考えついたのが、ドイツの軍事力保有を巧妙に阻止するために、ドイツ国軍ではなく、ドイツ人部隊をそのなかに編成したヨーロッパ軍を創設し、超国家的な機関にその指揮系統を委ねるということであった。10月、フランスのルネ・プレヴァン防衛相がECSCの最高機関に匹敵する軍事司令機関を擁するEDC(ヨーロッパ防衛共同体)を提案した(Varsori[1991], 101)。

しかし、デ・ガスペリらイタリア政府首脳は、プレヴァン・プランがNATO体制に亀裂をもたらすことを懸念していた(Varsori[1991], 103 - 104)。また、EDCが(イギリスをのぞく)ブリュッセル条約機構によって運営されることになれば、共同防衛の中心ゾーンがヨーロッパ北部に狭められる可能性もあった。なぜなら、イタリアにはEDCの軍事力に貢献するだけの財政力がなかったからである。1951年のイタリアの軍事費はGDPのわずか4%を占めるにすぎなかった。これはヨーロッパのなかではデンマークに次ぐ低さであり、フランスやイギリスでは、この比率は10%程度に達していた(Ellwood, 41)。

しかし、スフォルツァはEDCにこれらの問題を感じつつも、次のように主張することも忘れなかった。EDCの軍隊は「より包括的な組織であるNATOに比べて、それ自身のアイデンティティを有するヨーロッパ軍であるという利点を有する。およそヨーロッパの兵士に対して[NATO軍最高司令官である]アイゼンハワー将軍のために生命を危険にさらせ、などと要求することができるであろうか」(Rusconi, 247)。デ・ガスペリやスフォルツァらイタリア政府首脳はNATOも重要であるが、アイデンティティをもったヨーロッパ軍も重要であると考えていた。スフォルツァ自身、すでに1950年5月と8月に統合ヨーロッパ軍の創設を提唱したことがあった(Berti, 81 - 82)。

また、1951年の春から夏にかけて、アメリカがEDCを容認する立場に転換したことがイタリア政府をあわてさせた。このままEDCに対して消極姿勢をとりつづければ、1947年以来イタリアが巧みに築き上げてきたヨーロッパ統合の提唱者という国際的なイメージが損なわれてしまうことを、イタリア政

府は恐れた(Varsori[1995], 58 - 59)。

そこで、イタリア政府は共同体をもはや防衛の次元にとどめておくべきではなく、そこからさらにヨーロッパ政治共同体(European Political Community: EPC)にまで突き進むことが必要であると主張するようになった。そこには(イタリアを含む各国の)国家主権に制約を加えることがイタリアの国益を守るという逆説的なねらいがあった。すなわち、EPCは各国の財政主権に制約を課し、軍事費を含めた各国予算の主たる権限を共同体の議会にゆだねるものであり、そうした体制が確立されれば、共同防衛においてイタリアが不利を被ることはないであろうという読みが、政治共同体の提唱の背後ではたらいたのである(Gualdesi[1992], 266 - 272)。

デ・ガスペリが政治統合を進める意思を表明したのは、1951年6月のドイツ首相アデナウアーとの会談の場であった(Rusconi, 252)。イタリア政府はそれ以降、EDCを政治共同体に深化させる政策を明示的に掲げるようになった。デ・ガスペリはさらに踏み込んで、1951年12月のヨーロッパ審議会の外相会議の席上、防衛共同体は議会を持つべきであると主張するにいたった。プレヴァン・ブランでも議会の設置は言及されていたが、このときまで具体的に提案されたことはなかった。

EDC条約は1952年5月にECSC6カ国によって締結されたが、そこにはイタリア首相の提案が条件付きで受け入れられた。すなわち、各国の批准を経てEDC条約が発効した後に、ヨーロッパ憲法制定の計画が実際に進展した場合には、この防衛共同体の議会が立憲議会となり、それを中核としてEPCを樹立することができるかと定められたのである(第38条)。このことから、モネはたくみにもEDCをヨーロッパ「連邦の種子」にたとえた(Gualdesi[1992], 271)。

しかし、イタリアはEDC成立の前段階から、ヨーロッパ憲法制定の機運を高めようとした。そして、その意向も受け入れられ、9月に「アド・ホック議会」がその任務を負うこととなった。アド・ホック議会は、発足したばかりのECSCの共同総会が兼ねた。そして、そのなかにスパークを議長とする立憲委員会が設けられた。イタリアの代表委員を務めたのはスピネリであった。スピネリをはじめとするイタリアの連邦主義者たちは、それまでイタリ

ア政府主流のヨーロッパ統合政策とは距離を置いてきた。しかし、ここにいたってようやく好機到来を感じとった彼らは、EPCに共感し、イタリア政府の首脳とともにその樹立をめざして奔走した。その結果、各国が保有する広範な権限をEPCに委譲することを謳ったヨーロッパ憲法草案が1953年3月にアド・ホック議会に上程されることとなり、それは賛成50、反対0、棄権5で成立した(Willis, 46)。

ここまでは順調であった。そして、この時期がヨーロッパ統合論者としてのデ・ガスペリあるいは連邦主義者としてのスピネリらの政治的な絶頂期であった。しかし、EPCという「連邦の種子」を抱えたEDCそのものが、結局日の目を見ないまま、1954年8月のフランス議会による批准拒否で最終的に葬られた。当初から条約の音頭を取ったフランス政府の熱意とは裏腹に、フランス国内には、防衛共同体のもとでいかなるかたちであれ西ドイツが軍勢力を身につけることに対する反発やフランス国軍の威信が低下することに対する懸念などから、超国家的な軍事組織の創設に反対する世論が強く渦巻いていたのである。

しかし、先につまずいたのはイタリアであった。そこでは、野党だけではなく、与党のキリスト教民主党の一部においてすら、EDCやEPCに反対する意見が強かった。世論もまた硬化していった。イタリアの新聞や雑誌がドイツのイタリア占領(1943~45年)のエピソードを取り上げる機会が増えてきていると、ミラノのドイツ領事が1952年末に語ったように、西ドイツの再軍備問題と呼応して、イタリアでは反ドイツ感情が高まりつつあった(Rusconi, 259)。1953年3月、デ・ガスペリはEDC条約の批准を議会に上程せずに、選挙制度の改正を優先させた。改正後の総選挙で勝利し、批准に臨むというのが首相の戦術であった。しかし、6月の総選挙で、キリスト教民主党はヨーロッパ統合を主要な争点とすることに失敗し、しかも万全を期したはずのその選挙で大敗を喫したことから(得票率は前回の48.5パーセントから40.1パーセントに急落)、EDC批准の熱意は急速にしぼんでいった。総選挙後に外交の主要な課題として浮かびあがったのはEDCやEPCではなく、トリエステの領土回復問題であった。

EPCそれ自体はせっぱ詰まった対応であったが、イタリアのヨーロッパ統合政策の独自性はEPCにおいて能動的に発揮されたと評価することができる。イタリアは財政力に不安があるからこそ、政治共同体の必要性をアピールすることができたのであり、それを他の加盟諸国も了解したのである。

3 超国家性の追求

(1) 最高機関の投資政策と社会政策

ECSCの最高機関は以下のような超国家的な権限を有していた。

【反カルテル政策】加盟各国の間で石炭と鉄鋼を自由に流通させるために、最高機関は域内の関税や輸入の量的制限を除去する権限を得た。その一方で、企業カルテルが否定された。とくにアメリカを主力とする西ドイツ占領軍は、西ドイツの石炭・鉄鋼企業が既存のカルテルを解体し、また新たにカルテルを形成しないことを、同国がシューマン・プランに加わるための必要条件と考えていた(Schwabe, 28)。その結果、条約にはあらゆる種類のカルテルを禁止する反カルテル条項が盛り込まれた(第65条)。第66条には市場の集中を回避すべきことが盛り込まれた。

【価格管理政策】石炭と鉄鋼の民間カルテルを禁止する一方で、最高機関には公共的な観点から、石炭と鉄鋼の生産量や価格水準を適正化するために実質的に公的カルテルを結ぶことが認められた。すなわち、石炭や鉄鋼の市況が悪化し、「明白な危機」が到来したときには、最高機関は石炭や鉄鋼の最低価格を設定し、企業に対して強制的に生産割当を行うこと、逆に景気が過熱したときには、最高価格を設定することができると定められた(第58, 59, 61条)。

【投資政策】最高機関は企業の生産・投資活動のデータを収集し、定期的に企業に生産・投資に関する指針を与える権限をもった。また、このことと関連して、最高機関には鉄鋼企業に直接的な資金援助や間接的な信用保証を行い、望ましい投資を促進し、望ましくない投資を抑制する権限が与えられた。さらに、共同体への本格以降までの猶予期間中(1953年3月～58年2月)にいくつかの激変緩和措置が講じられたが、その一つとして炭鉱産業への平衡

基金が設けられ、競争力の劣る国の炭鉱に対して、開発のための特別援助金が最高機関によって交付されることとなった(島田, 5 - 6, 15, 21)。

【社会政策】最高機関には、市場の自由化にともなって発生する労働者の困難な状況を是正するための諸施策(readaptation program), すなわち新たな競争圧力のもとで雇用が困難になった労働者に対して、企業内の再配置に必要な待機期間の手当, 失業した場合の手当, 転職手当, もしくは再雇用に必要な職業訓練のための手当をほどこす権限が与えられた(第56条)。それは5年間の移行猶予期間に限定された措置として予定されたが, 実際には2年間延長された。ECSC発足後には, それだけではなく, 最高機関は石炭・鉄鋼産業における労働条件の改善や安全性の向上に関する調査研究や加盟各国への勧告を行った。賃金や労働時間は各国の所轄事項であったが, 最高機関のこれらの活動が間接的な圧力となり, 1950年代半ばには各国の週労働時間が軒並み40時間に削減されるという効果が表れた(Mechi, 123, 109)。

このように, 石炭と鉄鋼の共同市場を作りあげたうえで, カルテルを取り締まり, 価格管理に努めることだけではなく, 本来は国家がなすべき投資政策と社会政策の一部が共同体に委ねられた。機能主義的なヨーロッパ統合のねらいをもっともよく示すのが, これらの政策であった。しかし, いざふたを開けてみると, 最高機関は反カルテル政策と価格管理政策においてはその超国家的な機能を十分に発揮することができなかった。本論文ではこのことを詳述することはできないが, 次項では, イタリアを中心に, 投資政策と社会政策の成果の一端を取り上げる。

(2) 投資政策と社会政策の成果

石炭市場の自由化の翌年(1954年), 最高機関はイタリア唯一の有力炭鉱であったサルデーニャのスルチス(Sulcis)炭鉱の合理化を強く要求した。その方策は, いくつかの鉱山の閉鎖, 労働者の大量解雇, 効率の高い炭田への生産集中, 職業訓練による労働生産性の改善などから成っていた。そして, それらを実行するために, 猶予期間中に最高機関の平衡基金から補助金が交付された(652万ドル)。その財源には, 生産コストが共同体全体の平均以下で

ある西ドイツとオランダの石炭産業からの賦課金が充てられた(平衡基金総額の負担比率は西ドイツ92パーセント, オランダ8パーセントであった)(島田, 21)。それと同時に, 最高機関は1960年2月までに5,530人にのぼるイタリア石炭業の失業者に総額230万ドルの再雇用手当を支払い, ベルギーの炭鉱への出稼ぎを促すなどの措置をとった(Willis, 38)。

最高機関の再雇用計画のもとで手当が施されたのは, 斜陽となりつつあった石炭産業に限られなかった。鉄鋼業では, 1953~58年の猶予期間中に10,700人の労働者が解雇され, 再雇用手当を支給されている。同期間の石炭業の再雇用手当受給者が2,500人であったから, 支援の規模は石炭業よりもむしろ大きかった。再雇用計画にもとづく支援は猶予期間後も続いた。結局, 最高機関は1953年から1960年2月までに13,650人の失業者に対して, 総額970万ドルの手当を給付した。それだけではなく, 最高機関はイタリア鉄鋼業に対して直接間接の低利融資を行った。1954年から1962年まで, その総額は6,600万ドルを超えた(Willis, 40; Ranieri [2004], 211)。

他の国と比較してみよう(Mechi, 110)。実は, 石炭産業における平衡基金の交付対象としては, ベルギーのほうがイタリアよりもかなり大きく, イタリアの12パーセントに対して, ベルギーは88パーセントを占めた。ところが, 猶予期間中のイタリアの石炭労働者の手当対象者は2,500人であり, ベルギーの約70人とは桁違いの差があった。これらのことを合わせると, イタリアの炭鉱への財政的な手当がたんなる人減らしを目的とするものであり, ベルギーの炭鉱に対しては, イタリアより前向きな投資・開発の期待がかけられていたことが分かる。

ところが, 猶予期間の終了と相前後して, 石炭不況が始まった。そのため, 石炭業における再雇用手当が急増し, 1960年2月までにベルギーではその数が一転して28,900人に膨れあがった。なお, 石炭不況のために, この時期に再雇用手当の最大の受取国となったのはドイツであり, 対象者は54,200人にのぼった。上述したように, イタリアでは, その数は5,530人であった。結局, イタリアよりも経済発展の進んでいたドイツやベルギーのほうが, より大きな石炭産業を抱えていたがゆえに, イタリアを上回る被支援国となった

のである。もう一度、鉄鋼業に戻ると、1953～60年の間の再雇用手当は、イタリア13,650人、ベルギー0人、ドイツ900人であった。このように、ECSC発足直後の時期に石炭業よりも鉄鋼業における再雇用手当のほうが大きかったことがイタリアの大きな特徴であった。

以上見てきたように、ECSCは石炭と鉄鋼のたんなる自由市場の創設にとどまらず、一般に市場競争の弊害を是正する超国家的な投資政策や社会政策を備えており、イタリアでもそれらは発動された。たしかに、全体的な実績からすると、それらはイタリアにとくに傾斜して実施されたとは言えない。しかし、最高機関がイタリアの石炭産業の実質的な整理縮小を後押しするとともに、鉄鋼業の生産性の増大に貢献しようとした政策的な意図は明瞭である。

(3) EECをめぐる交渉

ここで、1953～54年に起きたことを整理しておこう。1953年3月に石炭、鉄鉱石、スクラップ鉄の共同市場が開始された(鉄鋼は5月)。そして、それを受けて、前項でその一端を概観したように、ECSCは超国家的な投資政策・社会政策を発動しはじめた。さらにこの月には、超国家的な防衛共同体を政治共同体へと深化させるためのEPCの憲法草案がアド・ホック議会で成立している。これらは超国家的な部門を漸進的に拡大し、ヨーロッパ連邦をめざしていこうとする機能主義の表れであった。ところが、その後、イタリアがEDC条約の批准の機会を逸し、1954年8月にはフランス議会で批准が否決された。そして、これをきっかけとして、ヨーロッパ統合の基調として、自由化と関税同盟がふたたび注目されるようになった(Mioche, 86)。

新しい流れを導いたのは、オランダの外相ヨハン・ウィレム・ベイエンであった。ベイエンに率いられたオランダ政府は1955年3月、ECSC域内の関税率を自動的に切り下げることが他の加盟各国に訴えることを決定した。ベイエンは共同体の前進のためには、まずもって各国民経済を包括する関税同盟とそれを基礎とする経済共同体をつくり出すことによって、各国の経済的利害を融合させることが先行されるべきであると主張した(Willis, 54)。この動

きにすかさず反発したのは、フランスやベルギーの機能主義者たちであった。すなわち、オランダのこの決定直後に、ベルギーのスパーク外相がフランスのモネを後ろ盾として、ガスや電力などの既存エネルギー、原子力エネルギー、運輸の各部門の共同体を創設することを提案した。

バイエンとモネとの間で立ち往生したベネルクス3カ国外相会議は、同年5月、両者の提案を抱き合わせ、運輸と原子力の部門別の共同体の創設とともに関税同盟の結成を盛り込んだメモランダムを発表した(Milward, 193 - 195)。機能主義者たちが関税同盟を推進しようとする勢力に反発したのは、関税同盟をテコとして経済自由化が一挙に進むことを恐れたからであり、あくまで部門ごとの統合によって共同体の経済活動を管理する従来の路線を維持したかったからである。かつてのフリタリユクス構想をめぐるフランスとオランダの指向の食い違いが再現されたかたちとなった。しかし、最終的にEURATOM(ヨーロッパ原子力共同体)が創設され、機能主義のプランもいちおう前進したとはいえ、自由化の流れはとどめることができなかった。

その後も、部門別統合にこだわるフランスと関税同盟を優先させようとする西ドイツやオランダとの対立は続いた。そうしたなかで、イタリアのガエターノ・マルティーノ外相は関税同盟に賛同し、シチリアのメッシーナでその具体化に向けた検討に入ることを提案した。ECSC域内の水平貿易的な結びつきが強まっていくなかで、イタリアの産業界はさらなる市場統合に前向きであった。1955年時点で、イタリアの工業製品輸出の20パーセントは域内5カ国向けであり、部門別でみると、金属輸出の24パーセント、機械輸出の11パーセントが域内向けであった。しかし、それ以上に重要だったのは域内からの工業製品の輸入であった。機械、化学、金属に関しては、それぞれ同国の輸入の48パーセント、47パーセント、38パーセントが域内からの輸入であった(Fauri, 113, 118)。

しかし、マルティーノは関税同盟の結成と同時に、その自国への圧力を緩和するために、ECSCと同様に、失業者の再訓練・再就職を促進するための基金(readaptation fund)、生産設備の近代化や転換を行うための基金、労働者の移動の自由化、共同体独自の資金源の確保、低開発地域の開発と保護な

どが必要であると主張した(Willis, 54 - 55)。これらは一般的な措置であっても、おもに恩恵にあずかるのがイタリアであることが予想された。6カ国内で最低の経済水準にあったイタリアは、機能主義的アプローチにとどまらず、関税同盟をめざすことが必要であるということ認めつつも、その新共同体はECSCと同様に、市場の作用を補整するほどに十分に大きな超国家的な政策を遂行する権限をもつべきであると主張したのである。

1955年5～6月のメシーナ会議、それを受けて設立されたスパークを委員長とするブリュッセルの政府間委員会、1956年4月の同委員会の報告書の提出を受けて6月に始まった経済共同体の条約交渉において、イタリア代表団は完全な市場自由化とともに、低開発地域に対する開発支援、そのための投資基金の設立、失業者の再雇用基金、労働力の移動の自由化、そしてそれらを将来的に実施していく政治共同体の推進を一貫して主張した。さらに、イタリアは自国に対する特別措置(激変緩和措置)の導入を要求した(Willis, 55 ; Fauri, 119)。こうして、関税同盟をめざす経済共同体の設立を謳ったEEC(ヨーロッパ経済共同体)設立条約が1957年3月に成立した。

たしかに、スパーク委員会の報告書に描かれた経済共同体の像は、競争とそれを通じた成長に彩られていた(Stirk, 141)。EEC条約も基本的に市場と経済成長を通じて不均衡が是正されるとの認識に立つものであり、そのなかの社会条項は最小限にとどまった。しかも、それらのかんりの部分が強制力のある具体的な措置に裏付けされておらず、実施に向けたスケジュールも具体化されてはいなかった(恒川, 15)。EECをもっとも強く推進したのは、オランダのベイエンや西ドイツのルートヴィヒ・エアハルト経済相などのECSC加盟各国の自由主義者たちであった。そして、その勢いを支えていたのは、ECSC加盟各国の経済成長率よりも貿易成長率のほうが高い伸びを示していたという1950年代の経済状況であった(Milward, 127)。

しかし、過大評価はできないとはいえ、関税同盟とセットで導入されるべきであるとイタリアが主張してきたいくつかの措置がEEC条約に盛り込まれ、経済社会政策の調和の原則が打ち出されたことも、特筆されるべきである。すなわち、条約では、前文や第2条で、共同体における経済の調和や地域間

格差の縮小が謳われたのち、そのことを具体化する条項として、48～51条(労働者の自由移動)、117～122条(労働条件、社会保障、労働組合法、男女同一賃金原則などの社会政策)、123～128条(ヨーロッパ社会基金)が盛り込まれた。

このうち、男女同一賃金原則をはじめとする社会政策は、とくにフランス政府によって支持された政策でもある。機能主義にこだわったフランスではあったが、もし共同市場を建設するのであれば、その共同体が全体として社会的なコストを担い、ヨーロッパの社会的な調和を図らなければならないと主張することを忘れなかった。フランスの実業家も政府も、保護主義の壁が取り払われ、政府の助成が撤廃されたときに、高賃金と手厚い社会保障を有するフランス企業が外国企業との競争に耐えきれなくなることを恐れた。その調整コストはフランスだけではなく、共同体全体で担われなければならないというのがフランスの言い分であった(Gillingham, 45)。

また、EECにはイタリアにとくに配慮した措置もいくつか導入された。第一に、国際収支に不慮の危機が発生した国に対しては、その国の脆弱な経済構造を保護するための措置をとることが条約に盛り込まれた(109条)。第二に、域内関税の段階的な削減にあたっては、イタリアの当初の関税率を高めを設定することが認められ、第1段階の削減が同国の経済に与える影響を最小限にとどめることができた。また、対外関税率の共通化にあたっては、原則として各国の関税率の平均値が設定されたが、ここでも平均値を算出するための前提となるイタリアの関税率は1951年以前の高い実効関税率が適用されることとなった(Fauri, 121 - 122)。

第三に、ヨーロッパ社会基金とヨーロッパ投資銀行の設立にあたっては、イタリアの財政力に対する配慮がなされた。前者は加盟国の要求に応じて、①低開発地域の労働者の再訓練・移転就職手当によって、生産的な再雇用を保障すること、②企業の生産切り替えの影響で雇用が短縮もしくは停止された労働者に対して、報酬を保障することを目的とするもので、助成の対象となる可能性がもっとも高いと見込まれたイタリアによる基金への拠出は20パーセントにとどまり、フランスとドイツがそれぞれ32パーセントを負担す

ることが取り決められた(200条)。助成の実施にあたっては、被助成国自身が費用の半分を提供し、共同体が残りの半分をヨーロッパ社会基金から拠出すると定められた。ヨーロッパ投資銀行は不況地域の近代化や産業転換の投資を行うもので、フランスとドイツがそれぞれ30パーセント、イタリアが24パーセントの資金を供与することが定められた(同じく200条)。

第四に、EEC条約には「イタリアに関するプロトコル」という付属文書が盛り込まれた。そこには、南部地域の開発と失業者の減少をめざしたイタリアの10カ年開発計画(ヴァノーニ・プラン)の達成は共同体全体の課題であり、同国政府がこれら二つの機関を十分に活用する権利を有することが明記された(Fauri, 124 - 127; Willis, 62 - 64)。

イタリアが不利な状況に追い込まれないための工夫を要求し、それがおおむね通ったということは、ECSC設立条約の交渉過程と同じであった。したがって、ここでもそれをイタリアの統合政策の能動的な展開と評することはできない。しかし、ECSCの投資政策や社会政策に表出された超国家性を、機能主義的アプローチだけではなく、関税同盟にもとづく統合のアプローチにまで継承しようとしたことは、イタリアの統合政策の独自性として評価することはできる。

おわりに

EEC条約には関税同盟にいたる作業工程のみが具体的に盛り込まれ、それ以外の条項は一般的な目標を掲げたものにすぎず、その具体化はその後の作業にゆだねられた。それは、自由競争が予定調和的に加盟国社会の福利を増進するという自由主義的な考えが全面に押し出されていたからであり、社会政策を全面的に掲げることで合意に達したわけではなかったからである。しかし、そうした文脈のなかで、イタリアは交渉当初のフランスのように機能主義に固執するのではなく、関税同盟にもとづく統合にも超国家的な投資政策や社会政策を導入しようとした。そして、それは最小限にとどまるにしても、一定の成果を上げることができたのである

イタリアはヨーロッパ統合過程の初期局面において、政治的な指導者とし

での交渉力を十分に発揮したことはなかった。しかし、イタリアの統合政策の意義は、経済的な小国でも、その発言権を保障される先例を確立したことにあるというべきである。より長期的な視点に立つならば、ヨーロッパ統合はその初期局面においてこのような成功例を有したからこそ、のちの拡大と深化の潜在力を獲得することができたと評価することができるであろう。アジア共同体の将来像を展望するにあたって、経済的あるいは政治的な小国の立場を重視することは、欠くべからざる心構えとなるであろう。

〈引用文献〉

- Allum, P., "The Changing Face of Christian Democracy", in: Duggan, C., and C. Wagstaff, eds., 1995.
- Berti, L., "L'Italia e la Germania: l'atteggiamento della diplomazia italiana dal dopoguerra agli inizi degli anni '50", in: Di Nolfo, E., R. H. Rainero, and B. Vigezzi, eds., 1992.
- Canavero, A., *Alcide De Gasperi: Il trentino che ricostruì l'Italia e fondò l'Europa*, Centro Ambrosiano, 1997.
- Croft, S., "British Policy towards Western Europe, 1945-51", in: Stirk, P. M. R., and D. Willis, eds., 1991.
- Di Nolfo, E., R. H. Rainero, and B. Vigezzi, eds., *L'Italia e la politica di potenza in Europa (1950-60)*, Marzorati, 1992.
- Duggan, C., and C. Wagstaff, eds., *Italy in the Cold War: Politics, Culture and Society, 1948-58*, Berg, 1995.
- Ellwood, D. W., "The Marshall Plan and the Politics of Growth", in: Stirk, P. M. R., D. Willis, eds., 1991.
- Fauri, F., *L'Italia e l'integrazione economica europea: 1947-2000*, Il Mulino, 2001.
- Gillingham, J., *European Integration, 1950-2003: Superstate or New Market Economy?*, Cambridge University Press, 2003.
- Gualdesi, M. N., "La battaglia dei federalisti italiani per costruire l'alternativa europea federale (1950-1956)", in: Di Nolfo, E., R. H. Rainero, and B. Vigezzi, eds., 1992.
- Gualdesi, M. N., "L'Italia, la CECA e la costruzione comunitaria: aspetti storico-istituzionali", in: Ranieri, R., and L. Tosi, eds., 2004.
- Guiotto, M., "La tradizione europeista dei partiti cristiano-democratici: CDU/CSU e

- DC negli anni Cinquanta”, in: Rusconi, G., and H. Woller, eds., 2005.
- Iodice, A., *Alle radici dell'Europa unita: Il contributo dei cattolici democratici in Italia*, Guida, 2002.
- Mechi, L., “La politiche sociali della CECA”, in: Ranieri, R., and L. Tosi, eds., 2004.
- Milward, A. S., *The European Rescue of the Nation-State*, Routledge, 1992.
- Mioche, P., “La CECA e la ristrutturazione europea del mercato siderurgico”, in: Ranieri, R., and L. Tosi, eds., 2004.
- Petrini, F., “Gli industriali privati italiani e la CECA”, in: Ranieri, R., and L. Tosi, eds., 2004.
- Ranieri, R., “La ricostruzione e la crescita dell'industria italiana nell'ambito dell'integrazione europea (1945-1955)”, in: Di Nolfo, E., R. H. Rainero, and B. Vigezzi, eds., 1992.
- Ranieri, R., and L. Tosi, eds., *La Comunità Europea del Carbone e dell'Acciaio (1952-2002): gli esiti del trattato in Europa e in Italia*, CEDAM, 2004.
- Ranieri, R., “L'espansione siderurgica italiana nel primo quindicennio del Trattato CECA (1952-1967)”, in: Ranieri, R., and L. Tosi, eds., 2004.
- Rusconi, G. E., *Germania Italia Europa: Dallo stato di potenza alla <<potenza civile>>*, Einaudi, 2003.
- Rusconi, G. E., and H. Woller, eds., *Italia e Germania, 1945-2000: La costruzione dell'Europa*, il Mulino, 2005.
- Schwabe, K., “Il Piano Schuman: una svolta nella politica mondiale”, in: Ranieri, R., and L. Tosi, eds., 2004.
- Stirk, P. M. R., and D. Willis, eds., *Shaping Postwar Europe: European Unity and Disunity, 1945-1957*, Pinter Publishers, 1991.
- Stirk, P. M. R., *A History of European Integration since 1914*, Continuum, 1996.
- Taviani, P. E., “Breve storia del tentativo della CED (maggio 1957)” in: Iodice, A., 2002, Appendice documentaria.
- Traniello, F., “Civiltà cristiana e civiltà europea: sviluppi e metamorfosi di un'idea nella cultura cattolica italiana fra anteguerra e dopoguerra”, in: Rusconi, G., and H. Woller, eds., 2005.
- Varsori, A., “Italy and the European Defence Community: 1950-54”, in: Stirk, P. M. and R. D. Willis, eds., 1991.
- Varsori, A., “Italy's Policy towards European Integration (1947-58)”, in: Duggan, C., and C. Wagstaff, eds., 1995.

Willis, F. R., *Italy Chooses Europe*, Oxford University Press, 1971.

ゲア・ルンデスタッド(河田潤一訳)『ヨーロッパの統合とアメリカの戦略——統合による「帝国」への道』NTT出版, 2005年。

島田悦子『欧州石炭鉄鋼共同体——EU統合の原点』日本経済評論社, 2004年。

白石隆「東アジア共同体 非EU型緩やかな連合」『東京読売新聞』2007年2月4日。

恒川謙司『ソーシャル・ヨーロッパの建設——EC社会政策とソーシャル・パートナー』日本労働研究機構, 1992年。

廣田功「フランスの近代化政策とヨーロッパ統合」廣田功・森建資編著『戦後再建期のヨーロッパ経済——復興から統合へ』日本経済評論社, 1998年。